

平成二十四年四月一日付け広島県報（号外）第二十四号に登載の広島県公営企業管理規程第六号（広島県水道用水供給水道供給規程の一部を改正する規程）の一部を次のように訂正する。

企業局企業総務課長

ページ	行	誤	正
一	十から十二	第一条を次のように改める。 第一条 この規程は、広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。	第一条を次のように改める。 （趣旨） 第一条 この規程は、広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。